

農林漁業者も**持続化給付金**の対象となります！

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が50%以上減少した場合、農林漁業者も、事業の継続を支えるための「持続化給付金」の申請が可能です。

【対象となり得る収入減少の例】

- ・ 花き農家で、ブライダル需要などの低迷によって価格が下落
- ・ 肥育経営で、枝肉価格の低下に加え、出荷調整を実施
- ・ 比内地鶏の生産調整を実施
- ・ 山菜類の販売不振、観光農園の来客が激減 など

給付額

前年の総売上一（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

（上限額 法人：200万円 個人：100万円）

※月別の事業収入を確定申告しており、季節変動がある場合は特例あり

交付要件

- ・ 感染症の影響で、売上が前年同月比で50%以上減少した月があること
- ・ 2019年に事業収入があり、今後も事業継続の意思があること

月別の事業収入を確定申告していない方（個人農家等）

《例》 春先の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少している場合（例：水稻＋花き）

2019年													（単位：万円）	
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
収入				(50)		600							600	
2020年													（単位：万円）	
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
収入	0	0	30	20	30									

→ 前年の月平均と、今年の月収入を比較

【給付対象かどうかの判定】

600万円 ÷ 12 = 50万円 → 4月は50%以上減少しており、**給付対象**

【給付額の算定】

600万円 - (20万円(4月收入) × 12) = 360万円

※ ただし、上限額が100万円のため、**給付額 100万円**

！ 注意！

- 給付金の対象となるには、収入減少の原因が、新型コロナウイルスの影響であると説明できる必要があります。
- 以下の場合、給付金の対象とならないので注意が必要です。
 - （例1）**水稻単作農家**で、新型コロナウイルスの影響がない場合（春の収入が0なので、上記の計算上は**50%以上の収入減少**となりますが、**新型コロナの影響とは言えず対象外。**）
 - （例2）気象災害や、高齢化による規模縮小等、新型コロナウイルス以外の原因による減収の場合

月別の事業収入を確定申告している場合(農業法人等)

(1) 年間を通して平均的に事業収入がある場合(例は3月決算)

2019年度

(単位:万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収入	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40	500

2020年度

→ 50%以上減少しており対象

(単位:万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収入	20	20											

【給付額の算定】

500万円 - (20万円(4月收入) × 12) = 260万円

※ ただし、上限額が200万円のため、**給付額 200万円**

(2) 季節によって事業収入に変動がある場合(例は12月決算)

2019年度

(単位:万円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
収入	0	0	60	100	100	60	0	0	0	0	0	0	320

2020年度

→ 特例算定では3か月単位で比較

(単位:万円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
収入	0	0	40	30	40								

【給付額の算定(通常)】

320万円 - (30万円(4月收入) × 12) = -40万円

※ 大幅な収入減ですが、通常の算定方法では交付対象になりません。



【特例算定】

260万円(前年の3～5月收入) - 110万円(今年の3～5月收入) = 150万円

給付額 150万円

申請方法

- 各経営体自らが、専用ホームページから直接電子申請する必要があります。
- 自力で電子申請が困難な方向けに、国が申請サポート会場を開設します。
また、各JAや地域振興局がご相談に対応します。

申請期限

令和3年1月15日

※24時までに電子申請を完了する必要があります。

記載例は、中小企業庁が公表している申請要領を参考に作成したものであり、詳細についてはお問い合わせください。

全国 の 問 合 せ 先 : 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

記載内容の問合せ先 : 秋田県農林水産部農林政策課 018-860-1723